

第4回 野田市行政改革推進委員会

日 時 平成30年10月18日(木)

午後2時から

会 場 市役所8階 大会議室

1 開 会

2 会長挨拶

3 議 事

- (1) 財政運営の健全化(その1)
財政規律の堅持

市税、保険料、使用料等の徴収率の向上

入札及び契約制度の見直し

- (2) その他

4 閉 会

財政運営の健全化

本市の財政については、「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」におけるすべての指標も問題なく達成はしているが、今後、歳入では、少子高齢化の進展による生産年齢人口の減少に伴う市税の減少、歳出では、社会保障関係経費を始めとする財政需要の増加が見込まれ、更に厳しい財政運営が続くものと考えられる。

以上を踏まえ、財政の健全化をより一層進めていくため、以下の取組を進めることとしたい。

財政規律の堅持

市税、保険料、使用料等の徴収率の向上

補助金の在り方の検討

給付サービスの見直し

入札及び契約制度の見直し

使用料等の負担の適正化

、及び については、第6回にて審議予定

財政規律の堅持

1 現状等

(1) 現行行政改革大綱の方針

限られた財源の中で、多様化する市民要望に的確に対応するためには、自主財源の確保に最大限努力するとともに、事務事業の徹底した見直しによる行政経費の縮減により財源を確保し、真に必要な部門へ再配分する必要がある。

具体的には、歳入面では、自主財源の確保（市税、使用料等の収納率向上）を図る。歳出面では、本市独自のプライマリーバランスを遵守することにより、地方債残高の抑制を図るとともに、債務負担行為についても計画的な活用と残高の抑制を図り、財政規律を堅持する。さらに、経常経費についても行政改革による経費削減を継続実施することにより、経常収支比率を改善し財政の弾力性を向上させる必要がある。

プライマリーバランス・・・公債費関連の歳入歳出を除いた基礎的財政収支を表すもので、公債の利払費と元金償還費を除いた歳出を、公債発行収入を除いた歳入でどれだけまかなえているかを示す指標

(2) 地方財政の現状

地方財政計画について

近年の地方財政は、少子高齢化の進展により社会保障関係費を始めとする財政需要が増加する一方で、地方の安定的な財政運営に必要となる一般財源総額の確保が課題となっている。

平成30年度は、地方税収入や地方交付税の原資となる国税収入が一定程度増加するとともに、歳出削減を図ったものの、社会保障関係費の自然増や公債費が高い水準で推移することなどにより、財源不足は約6.2兆円に達している。

また、地方財政の借入金残高は、減税による減収の補てん、景気対策等のための地方債の増発等により、30年度末には192兆円、対GDP比も34%となり、平成3年度から2.7倍、122兆円の増が見込まれるなど、極めて厳しい状況にある。

*30年度地方財政計画

区 分	額・割合
地方財政計画の規模	86兆8,973億円
地方財源不足額	6兆1,783億円
地方債依存度	10.6%
借入金残高（年度末見込）	192兆円

なお、上記の地方財源不足額6兆1,783億円は、次に示す更なる借入れ等の

補てん措置が講じられた。

・財源対策債の発行(地方)	7,900 億円
・地方交付税の増額(国)	1兆2,362 億円
・臨時財政対策債の発行(既往償還分等)(地方)	3兆8,210 億円
・地方交付税の増額(臨時財政対策特例加算)(国)	1,655 億円
・臨時財政対策債の発行(臨時財政対策特例加算相当額)(地方)	1,655 億円

端数処理により、地方財源不足額と補てん措置の総額は一致していない

財政指標の推移について

28年度の地方財政決算では、財政運営の主要指標である経常収支比率が93.4%、実質公債費比率が9.3%となり、財政健全化に関する指標の公表が開始された19年度決算の財政指標と比べると、経常収支比率は93.4%に対し同ポイントだが、実質公債費比率は12.8%に対し3.5ポイント低下している。実質公債費比率については改善しているものの、経常収支比率については財政の硬直化が懸念される水準が続いている。

財政健全化について

北海道夕張市の破綻を契機として、地方公共団体の財政の健全化に関する法律(以下「財政健全化法」という。)が制定され、実質赤字比率(一般会計等を対象とした実質赤字の割合) 連結実質赤字比率(全会計を対象とした実質赤字の割合) 実質公債費比率(一般会計等が負担する元利償還金及び準元利償還金の割合) 将来負担比率(一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の割合)の4つの指標で自治体財政の健全度を評価することとされた。19年度決算以降、国から示された算式による健全化判断比率・資金不足比率について、監査委員の審査に付した上で議会に報告するとともに、市民に公表することとされ、本市においても実施している(本市の状況は後述のとおり。)

【平成28年度決算に基づく健全化判断比率・資金不足比率の状況】

(出典：平成29年11月30日総務省報道資料)

財政再生団体：財政再生計画の策定が義務付けられる団体・・・1自治体(北海道夕張市)

早期健全化団体：財政健全化計画策定が必要で警告段階の団体・・・なし

新地方公会計制度について

地方財政の状況が厳しさを増す中で、財政の透明性を高め、住民や議会に対する説明責任をより適切に図ることの重要性が高まってきている。また、地方分権の進展に伴い、自由でかつ責任ある地域経営が地方公共団体に一層求められてきている。

こうした中で、地方公会計の整備の促進を通じた財政の効率化・適正化の推

進が進められ、27年1月23日付け総務大臣通知「統一的な基準による地方公会計の整備促進について」では、27年度から29年度までの3年間で全ての地方公共団体において、統一的な基準による財務書類（貸借対照表、行政コスト計算書、純資産変動計算書、資金収支計算書）の作成を行うよう要請された。

これを受けて、本市においても複式仕訳及び固定資産台帳の整備を前提とした統一的な基準による財務書類を作成することとし、30年3月末に28年度決算に係る統一的な基準による財務書類等の公表を行ったところである。今後は、人口減少・少子高齢化が進展している中、財政のマネジメント強化のため、財務書類を予算編成等に積極的に活用し、地方公共団体の限られた財源を「賢く使う」取組を行うことが求められている。

（3）野田市の財政状況

本市では、毎年度の予算編成方針において、将来の財政状況を見極めつつ、行政改革大綱実施計画に基づく職員削減計画の着実な推進や指定管理者制度の導入などによる行政改革の推進と併せて、経費の聖域なき見直しを行うことにより収支均衡を図ることを基本としてきた。

また、国においては、公債の元金償還費と利払費を除いた歳出と公債発行収入を除いた歳入のバランスを見るプライマリーバランスの黒字化を目指しているが、プライマリーバランスが均衡している場合、利払費の分だけ公債残高が増加していく形となるため、本市においては、合併時の普通建設事業分の償還元金を基準とした、国よりも厳しい独自のプライマリーバランスによって財政規律を堅持してきた。しかしながら、28年度予算で措置した小中学校及び幼稚園の空調設備設置事業により一時的にプライマリーバランスが崩れたことから、従前の起債上限額を超える分は30年度から39年度までの10年間、起債上限額を引き下げることで全体の起債額を抑制することとしている。

これらの取組により、財政健全化法に基づく29年度決算における健全化判断比率は、4指標のいずれも早期健全化基準を下回っており、公営企業における資金不足比率についても収支が黒字であり指標に該当しないことから、財政状況は健全段階に位置付けられている。しかし、本市独自のプライマリーバランスの堅持により普通建設事業債の残高が減少した一方で、地方交付税の代替財源である臨時財政対策債の増加により市債残高の総額は増加している。臨時財政対策債の元利償還金については、その全額が後年度地方交付税の基準財政需要額に算入されることから、プライマリーバランスの枠外としてきたが、臨時財政対策債が赤字地方債であることに加え、今後の景気の動向等によっては、地方財政計画において臨時財政対策債を含めた実質的な地方交付税の総額が減少することも考えられるため、今後は将来負担の軽減に資するため少しでも発行を抑制する必要がある。

また、財政の弾力性を示す経常収支比率が高い水準で推移している。これは、経常収支比率算定に当たり、分子となる一般財源充当経常経費において、行政改革効果等により人件費が減少しているものの、少子高齢化の進展による社会保障関係費を始めとする財政需要が増加していること、分母となる経常一般財源において、景気の伸び悩みや普通交付税の合併算定替終了に伴う段階的縮減等により厳しい状況が続いていることによるものである。今後は、分子において引き続き社会保障関係費の増が見込まれる中で、分母においては、生産年齢人口の減少に伴う市税の減収が見込まれ、普通交付税についても段階的縮減により 31 年度まで減少が続くことから、今後も一層厳しくなることが予想される。

さらに、年度間の財源の不均衡を調整するための財政調整基金について、29 年度の標準財政規模 299 億 9,985 万円に対する残高比が 12.9%となっており、近隣市と比べても低い状況にあることから、一定規模の財政調整基金を確保する必要がある。

* 29 年度決算に基づく健全化判断比率 単位：%

区分	実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
野田市			7.5	46.4
早期健全化基準	11.81	16.81	25.0	350.0
財政再生基準	20.00	30.00	35.0	

野田市は収支が黒字のため、実質赤字比率、連結実質赤字比率に該当しない。

* 29 年度決算に基づく公営企業における資金不足比率 単位：%

会計名		資金不足比率	経営健全化基準
法適用企業	水道事業会計		20.0
法非適用企業	下水道事業特別会計		20.0

野田市は収支が黒字のため、資金不足比率に該当しない。

* 財政指標の推移 単位：%、百万円

区分	26 年度	27 年度	28 年度	29 年度
経常収支比率	93.9	93.9	95.2	94.3
実質公債費比率	9.5	9.3	8.5	7.5
将来負担比率	68.0	61.1	52.3	46.4
一般会計地方債残高	45,690	45,693	46,047	46,985
うち通常債分	16,104	15,895	15,903	16,922
財政調整基金残高比率	9.6	8.8	11.9	12.9

うち通常債分は、一般会計地方債残高から臨時財政対策債（交付税措置 100%）及び合併特例債（交付税措置 70%）分を除いたもの。

* 近隣市の29年度末財政調整基金残高比率

単位：千円、%

区分	財政調整基金残高	標準財政規模	残高比率
野田市	3,869,105	29,999,850	12.9
市川市	17,206,579	84,263,481	20.4
船橋市	11,959,817	112,305,595	10.6
松戸市	12,091,349	85,784,558	14.1
柏市	10,514,486	76,931,346	13.7
流山市	4,532,845	30,798,618	14.7
我孫子市	2,357,000	23,298,671	10.1
鎌ヶ谷市	2,219,177	19,195,714	11.6
浦安市	14,128,007	43,749,688	32.3

2 課題

以上のような財政の現状を踏まえた上で、財政構造上の課題を認識し、将来を見据えた持続可能で安定的な財政運営に努める必要がある。

(1) 経費削減と自主財源の確保等による財政の弾力性の向上

事務事業を徹底して見直すことにより経常経費を削減するとともに、自主財源を確保し、財政の弾力性を向上すべく経常収支比率の改善を図る必要がある。

再任用職員、会計年度任用職員を活用し、職員数の適正化を図り、人件費の抑制に努める。

民間活力の有効活用（指定管理者制度、民間委託）及び経常的な委託費用を見直す。

市税、保険料及び使用料等の徴収率の向上を図るとともに、有料広告の積極的な導入等により、自主財源の確保に努める。

(2) 将来負担の低減

現状では、実質公債費比率、将来負担比率とも問題のない水準であるが、今後は、生産年齢人口の減少に伴う市税の減少が見込まれるため、本市独自のプライマリーバランスを遵守するとともに、赤字地方債である臨時財政対策債の発行を抑制することにより、地方債残高の抑制を図り、将来負担の低減を図る必要がある。

(3) 財政調整基金の確保

経済変動の影響による経常一般財源の減少や公共施設の老朽化に伴う大規模改修や建替えといった大規模な財政需要に対しても、柔軟で安定した財政運営を可能とするため、一定規模の財政調整基金を確保する必要がある。

3 次期行政改革大綱の考え方

限られた財源の中で、多様化する市民要望に的確に対応するためには、自主財源の確保に最大限努力するとともに、事務事業見直しの絶え間ない継続や行政改革の推進による経費削減により財源を確保し、真に必要な部門へ再配分する必要がある。また、中長期的な視点から、計画的な財政運営に努め、持続可能な財政構造への転換を図らなければならない。

具体的には、市の歳入の根幹となる市税や使用料等の徴収率向上により自主財源の確保を図るとともに、行政改革による経常経費の削減を継続実施することにより、経常収支比率を改善し、財政の弾力性を向上させる。さらに、本市独自のプライマリーバランスの遵守及び赤字地方債である臨時財政対策債の発行抑制等により、地方債残高の抑制を図るとともに、財政調整基金の取崩しに頼らない予算編成を確立することにより、財政調整基金の確保を図り、財政規律の堅持と持続可能で安定的な財政運営に努める。

市税、保険料、使用料等の徴収率の向上

1 現状等

(1) 現行行政改革大綱の方針

新たな目標を設定し、効果的な徴収対策を講じ、収納率向上に取り組んでいく。

また、保育所保育料及び学童保育所保育料は、滞納額が増加傾向にあるため、徴収に係るノウハウや情報の共有化を図りつつ、新たな徴収対策を検討する。

(2) 徴収率及び徴収対策の取組状況

名称	区分	26年度	27年度	28年度	29年度
市税（市民税、固定資産税等）	目標率	91.00%	91.59%	92.28%	92.54%
	徴収率	91.48%	91.87%	92.96%	94.83%
	滞納額	1,964,635千円	1,855,093千円	1,623,076千円	1,144,266千円
国民健康保険税	目標率	70.00%	66.57%	67.24%	67.91%
	徴収率	65.61%	65.68%	68.48%	73.23%
	滞納額	2,467,260千円	2,323,237千円	2,045,798千円	1,518,279千円
介護保険料	目標率	96.00%	96.00%	96.08%	96.16%
	徴収率	95.81%	96.27%	96.30%	96.63%
	滞納額	69,749千円	79,753千円	83,735千円	75,127千円
市営住宅使用料	目標率	91.00%	91.00%	91.00%	91.00%
	徴収率	90.24%	90.74%	92.55%	92.46%
	滞納額	8,684千円	6,439千円	7,052千円	7,100千円
住宅新築資金等貸付金元利収入（滞納繰越分）	目標率	5.50%	5.50%	5.50%	5.50%
	徴収率	1.53%	1.43%	1.26%	0.85%
	滞納額	181,928千円	181,911千円	182,270千円	183,585千円
下水道受益者負担金（滞納繰越分）	目標率	4.70%	4.70%	4.70%	4.70%
	徴収率	2.67%	2.49%	0.99%	2.36%
	滞納額	47,512千円	47,581千円	47,410千円	47,950千円
水道料金（現年分）	目標率	-	99.60%	99.60%	99.60%
	徴収率	99.57%	99.61%	99.62%	99.62%
	滞納額	12,221千円	11,379千円	11,099千円	11,434千円

(注) 徴収率は次により算出

$$\frac{(\text{現年度分の徴収額} + \text{過年度分(滞納分)の徴収額}) - \text{還付未済}}{\text{現年度分の調定額(収納すべき額)} + \text{過年度分(滞納分)の調定額(徴収すべき額)}} \times 100$$

26年度の水道料金の徴収率は、現年分ではなく滞納繰越分で目標設定していたため、目標率は記載していない。

市税・国民健康保険料（税）及び介護保険料

市税の徴収率は、平成26年度91.48%が、29年度には94.83%に向上し、32年度までに達成すべき徴収率目標93.3%を達成した。また、滞納繰越額も26年度約19億6,463万円が、29年度には約11億4,426万円まで低減しており、滞納整理が順調に進んでいる。

国民健康保険料の徴収率は、26年度65.61%が、29年度には73.23%に向上し、32年度までに達成すべき徴収率目標70.0%を達成した。また、滞納繰越額も26年度約24億6,726万円が、29年度には約15億1,827万円まで低減している。

市税及び国保料（税）の徴収率は、今後も上昇していく見込みであるが、滞納繰越分の徴収対策の進捗に伴い、滞納繰越額が低減していくことから、今後は滞納繰越分を担当する徴収職員を順次逡減するとともに、現年度分を担当する徴収職員を逡増していくこととし、より現年度重視の徴収体制を確立し、財源の確保に努める。

介護保険料の徴収率は、26年度95.81%が、29年度には96.63%に向上しているが、32年度までに達成すべき徴収率目標96.9%を達成していない。また、介護保険料の対象者が増加しているため全体の調定額が増加しており、徴収率は上昇しているが、収入未済額が増加傾向にあった。29年度に徴収率向上対策を強化した結果、収入未済額は減少となったことから、30年度以降も収入未済額の減少に努めたい。

* 主な取組内容

- ・ 徴収職員の担当受持方法を地区別から滞納金額別に変更
- ・ 市税等納付推進員（一般職の非常勤職員）を新規雇用し、徴収職員が滞納処分に特化できる体制を構築（29年4月から）
- ・ 工夫を凝らした催告書を送付することにより、催告から差し押さえまでの時間を短縮（28年8月から）
- ・ 納付推進員を中心とした納税コールセンターを設置
- ・ 平日夜間・日曜窓口の開設（15年6月から）
- ・ 財産の搜索、公売の実施

市営住宅使用料

市営住宅使用料の徴収率は、26年度90.24%が、29年度には92.46%に向上しており、32年度までに達成すべき徴収率目標91.0%を達成した。また、滞納額も26年度の868万円が、29年度には約710万円まで低減している。

* 主な取組内容

- ・滞納者への督促状の送付や書面での催告、電話催告を実施するとともに、夜間徴収や保証人への納付指導依頼を実施
- ・家賃及び駐車場使用料滞納者への電話などによる納付指導を強化
- ・高額滞納者へは個別に面接を行い、分納誓約を取り交わし、退去も含めた納付指導を実施

住宅新築資金等貸付金元利収入滞納繰越分

住宅新築資金等貸付金元利収入滞納繰越分の徴収率は、26年度1.53%が、29年度は0.85%に低減しており、32年度までに達成すべき徴収率目標5.5%を達成していない。また、滞納額は26年度から29年度まで約1億8,200万円前後の推移となっている。

今後は、具体的な個別の調査を実施した上で、不納欠損処分を含めた当該債権の対応について検討を行う。

* 主な取組内容

- ・電話又は訪問面談等による実態の把握
- ・定期分納者に対して納付額の増額を目的とした納付相談会の実施
- ・行政法律相談等を活用し、個別ケースごとの長期滞納者対策の検討

下水道受益者負担金滞納繰越分

下水道受益者負担金滞納繰越分の徴収率は、26年度2.67%が、29年度には2.36%に低減しており、32年度までに達成すべき徴収率目標4.7%を達成していない。また、滞納額は26年度から29年度まで約4,700万円台で推移している。

なお、32年度に企業会計へ移行することや5年経過したものは法的に徴収できないことにより、29年度に不納欠損処分を行った結果、滞納額は約445万円となった。企業会計導入等に伴う不納欠損処分の実施に伴い、今後の徴収率目標は、受益者負担金（現年分）で設定することとする。

* 主な取組内容

- ・催告書の発送を年1回実施
- ・滞納者宅へ夜間訪問実施や、電話催告を行い滞納解消に努めるとともに分納誓約の説明を実施
- ・現年度未納者に対しても、新規滞納繰越が増えないよう早い段階で訪問、電話催告を実施

水道料金（現年分）

水道料金（現年分）の徴収率は、26年度99.57%から29年度99.62%と向上

しており、徴収率目標 99.6%を達成している。また、滞納額も 26 年度約 1,222 万円が、29 年度には約 1,143 万円まで低減しており、督促状の送付等の徴収対策が順調に進んでいる。

* 主な取組内容

- ・水道料金等関連業務包括委託により、水道料金徴収業務を民間委託しており、未納付者へは毎月、督促状の送付、年 2 回の特別催告状の送付で滞納解消に努めている。
- ・現年度の徴収率向上に力点を置き、滞納者が増加しないような取組を進めている。

その他使用料等の主なもの

名称	区分	26 年度	27 年度	28 年度	29 年度
保育所保育料	徴収率	95.74%	96.18%	96.70%	96.90%
	滞納額	20,973 千円	17,720 千円	15,563 千円	13,683 千円
学校給食費	徴収率	98.01%	98.21%	98.36%	98.38%
	滞納額	12,845 千円	12,087 千円	11,009 千円	10,728 千円
学童保育所保育料	徴収率	96.19%	96.11%	95.93%	95.58%
	滞納額	3,927 千円	4,655 千円	5,117 千円	5,968 千円
老人福祉費負担金	徴収率	100%	100%	100%	100%
	滞納額	0 千円	0 千円	0 千円	0 千円
配食サービス事業利用者負担金	徴収率	100%	100%	99.88%	100%
	滞納額	0 千円	0 千円	14 千円	0 千円
訪問介護利用料	徴収率	100%	100%	100%	100%
	滞納額	0 千円	0 千円	0 千円	0 千円
あおい空使用料	徴収率	99.99%	100%	100%	100%
	滞納額	3 千円	0 千円	0 千円	0 千円
福祉作業所使用料	徴収率	-	-	-	100%
	滞納額	-	-	-	0 千円

* 主な取組内容

保育所保育料・・・公設保育所（指定管理を含む。）では保育所長が「声かけ」により督促、私立保育所及び市外保育所の場合は保育課職員が督促している。滞納が続いている場合には、電話催促や臨戸徴収を実施している。また、滞納者の納付相談（指導）に際し、児童手当からの申出徴収を実施（25 年 2 月より実施）していることを伝え、申出があった滞納者に対しては、支払期（年 3 回、6 月・10 月・2 月）に合わせ、

児童手当から滞納分保育料を徴収している。その他、分割納付希望の場合は、分納誓約書を徴取し定期的に納付するよう指導している。また、差押文言を記載した催告書送付や、保育課職員による私立保育所での滞納者への直接納付指導等の新たな取組により、徴収を強化している。

学校給食費・・・保護者会や学校・学年だよりを通じて集金日の周知、滞納の場合は各学校から書面で保護者へ督促、家庭訪問、個別呼び出し等を実施。中学校卒業生については、学校教育課職員が書面や電話により督促し、臨戸徴収を実施。22年度からは、教育委員会（学校及び給食センター）は安心・安全で栄養価を確保したおいしい給食を提供すること、保護者は給食費を確実に納入することを相互に約束する「学校給食申込書」の配布・回収を実施し、25年度からは、滞納した保護者の申出により、児童手当からの引落としによる徴収も実施している。さらに、「滞納額が10万円以上の者」、「催告書等の送付、臨戸等による納付指導及び通告書の送付にもかかわらず、前年度及び現年度において、過年度分滞納金の納付も納付誓約書等の提出もない者、又は、納付誓約書を提出したにもかかわらず、履行しない者」に該当する滞納者については、裁判所による支払督促申立てを行い、滞納給食費の支払いを求めることとしている。現在対象者はいない。

学童保育所保育料・・・児童の登所、帰宅の際などに保護者への「声かけ」により学童指導員が督促を行っている。また、滞納が続いている場合には、児童家庭課職員が電話により催告し、保育料納付確約書を徴収している。なお、過年度滞納分については、年3回（7・11・2月）文書等により催告を継続的に実施して納付を促している。その際、滞納者の納付相談（指導）に際し、児童手当からの申出徴収を実施（25年2月より実施）していることを伝え、申出があった滞納者に対しては、支払期（年3回、6月・10月・2月）に合わせ、児童手当から滞納分学童保育料を徴収している。

老人福祉費負担金・・・21年度不納欠損処分後、電話、文書による督促を行った結果、現在滞納は発生していない。

配食サービス事業利用者負担金及び訪問介護利用料・・・25年度不納欠損処分後、電話、臨戸、文書により督促した結果、滞納は発生しなかった。平成28年度に配食利用者が死亡したため配食サービス事業負担金において、14千円の滞納が発生したが、遺族宛に電話、文書により督促し

た結果、29年度に完納し、現在滞納は発生していない。

あおい空使用料・・・26年度に3千円の滞納があったが、電話催告、送迎等の機会をとらえた納付指導を実施した結果、27年度に完納し、現在滞納は発生していない。

福祉作業所使用料・・・野田市心身障がい者福祉作業所は18年度から指定管理者制度を導入し、22年度から指定管理者が利用者負担額を直接料金を徴収し、給付費で運営する利用料金制に移行したため、市の滞納は発生していない。また、野田市関宿心身障がい者福祉作業所は、28年度までは、市独自の支援施設のため利用者負担額はなく、29年度から障害者総合支援法に基づく指定障害福祉サービス事業所に移行したことにより、利用者負担額を徴収することとなったが、滞納は発生していない。

2 課題

- ・課ごとに可能な限りの徴収対策を講じたことにより、市税の徴収率目標達成など徴収対策の効果が現れ当初の目標を達成しているものは、引き続き現状の徴収対策を強化するとともに、現年度重視の徴収体制を確立する。
- ・市税の滞納整理が順調に進んでいることに伴い、滞納対策強化のために拡充している平日夜間・日曜窓口の縮小を検討するとともに、現年度の徴収対策として自動電話催告の実施を検討する。
- ・住宅新築資金等貸付金元利収入は、滞納が長期化し滞納者の債務が相続されている事案等もあるため、個別に整理していくとともに、償還困難な債務者の債権については、不納欠損処分を検討する必要がある。
- ・介護保険料は、対象者の増加に伴う全体の調定額が増加している中で、徴収率は一定の水準を保っているが、滞納額が増加している。
- ・下水道事業の受益者負担金の滞納繰越は、企業会計導入に伴い不納欠損処分を行うため、今後は現年度の徴収率を注視し財源の確保に努める。
- ・増加傾向にある学童保育所保育料の滞納額については、現年度分から滞納繰越とならないよう、引き続き徴収対策を進める。
- ・保育所保育料の滞納額は、減少傾向にあり、これまでの取組を確実に継続するとともに、適宜、更なる滞納額の減少に向けた取組を検討する。
- ・学校給食費の滞納については、法律の専門家による丁寧な納付交渉を進め徴収率を上げるため、悪質滞納者への督促を一部法律事務所へ委託することを検討する。
- ・複数の徴収事務の効率化を図るため、各課で行っている保育料や給食費などの徴収事務を集約するため、専門の部署を設置することを検討する。

3 次期行政改革大綱の考え方

新たな目標を設定し、引き続き、効果的な徴収対策を講じ、徴収率向上に取り組んでいくとともに、現年度重視の徴収対策を確立する。

また、滞納が長期化している事案や、複数の徴収事務の効率化を図るため、専門部署での徴収について検討を進める必要がある。

入札及び契約制度の見直し

1 現状等

(1) 現行行政改革大綱の方針

これまでの入札及び契約制度の見直し措置の実施状況、品質確保のための担い手の中長期的な育成・確保の状況、地元業者の経営状況などを十分に踏まえながら、引き続き入札及び契約制度の改善に努めていく。

(2) これまでの取組状況

制限付き一般競争入札制度の導入

18年度までは、指名競争入札として、市の入札参加資格業者名簿に登録された業者の中から、契約の種類や設計額に応じて、5者から10者を指名して入札を実施してきたが、更なる競争性を高めることを目的に、市内の業者を優先するなど一定の地域要件(制限)は引き続き設けているものの、市の入札参加資格業者名簿の登録などの入札参加要件を満たしていれば、入札への参加が可能な制限付き一般競争入札制度を導入した。

制限付き一般競争入札の対象は、工事で1,000万円以上、測量・コンサルタント業務委託で500万円以上、その他の業務委託で5,000万円以上の設計額としている。

なお、制限付き一般競争入札の適用に満たない場合は、原則、指名競争入札で執行される。

総合評価落札方式の導入

工事の一般競争入札において、著しい低価格による入札により、下請や労働者へのしわ寄せによる公共工事の品質低下の懸念から、価格の低さだけを優先するのではなく、工事の質も確保するために、価格と技術の両面から評価して優れた者を落札者として決定する総合評価落札方式については、22年4月に本格導入した。

導入後、予定価格内での入札が1者になることが多かったことから、24年10月からは、予定価格を入札前に公表する運用(予定価格の事前公表)を試行的に開始した。

また、29年2月には、品質を確保しながら価格の競争性を高めるため、価格評価点の上限を50点から100点に改めた。

総合評価落札方式の対象は、予定価格4,000万円以上の工事としている。

低入札価格調査制度の拡大

入札額が調査基準価格を下回った場合に、適正な履行が可能かを調査審議する低入札価格調査制度については、品質の確保を図るとともに、適正価格での契約を推進することを目的として11年度に導入したものであるが、その導入目的は総合評価落札方式と共通する部分がある。

ダンピング受注を防止するとともに、更なる品質の確保を図るため、国の調査基準を引上げに合わせる対応を行った(工事においては、28年度に現場管理費を10%、29年度に直接工事費を2%それぞれ引上げ)。

低入札価格調査制度の対象は、工事で1,000万円以上、測量・コンサルタント業務委託で500万円以上、一般業務委託で500万円以上の予定価格としている。

電子入札の導入

インターネットを介して入札手続を行う電子入札については、入札参加者同士が顔を合わすことがなくなることで透明性の確保、入札参加者の負担の軽減、入札・契約事務の効率化を図ることを目的に千葉県及び県内市町村が共同利用する「ちば電子調達システム」に参加し、25年9月には、インターネットでの入札参加資格審査申請の受付を開始するとともに、26年4月からは電子入札を実施している。

電子入札の対象は、工事及び測量・コンサルタント業務委託で300万円以上の予定価格としている。

談合に対する対応

契約事務の公正を確保するため、市発注の入札において談合情報があった場合の具体的な対応手順を示した野田市談合情報対応マニュアルを28年11月に策定した。

30年6月には、県の発注工事で官製談合事件が発生したことに伴い、県の談合情報対応マニュアルの改正に合わせた対応を行った。

公契約条例の制定

公契約に係る業務に従事する労働者の適正な労働条件を確保するため、21年9月に公契約条例を全国で初めて制定した。

条例制定後も制度の拡充を図るため適宜見直しを実施するとともに、29年度には運用の諸課題を調査審議するための公契約審議会を設置した。

(3) 現状

落札率

落札率を本市と県内の近隣 10 市と比較した場合、落札率を非公表としている市もあることから、個々の落札率については明記できないが、工事において本市は、予定価格に近接する状況で最も高い落札率となっている。

野田市の落札率(随意契約除く) 工事

	全体		総合評価除く		総合評価のみ	
	落札率	件数	落札率	件数	落札率	件数
25 年度	97.15%	129	96.84%	105	98.48%	24
26 年度	96.17%	114	95.55%	91	98.66%	23
27 年度	97.06%	113	96.61%	93	99.15%	20
28 年度	97.75%	127	97.14%	95	99.56%	32
29 年度	97.61%	79	97.56%	69	97.93%	10
近隣 10 市平均	93.72%				95.45%	

* 近隣 10 市平均は 29 年度の状況

野田市の落札率(随意契約除く) 測量コンサル、業務、物品

	測量コンサル		一般業務		物品	
	落札率	件数	落札率	件数	落札率	件数
25 年度	82.45%	33	85.14%	69	84.02%	34
26 年度	81.54%	28	88.74%	61	85.04%	40
27 年度	84.36%	18	83.84%	68	90.57%	32
28 年度	77.87%	18	87.96%	59	89.50%	27
29 年度	73.14%	14	91.81%	54	89.05%	31
近隣 10 市平均	81.69%		87.27%		84.25%	

* 近隣 10 市平均は 29 年度の状況

応札者

工事における一般競争入札に参加する者(応札者)の状況は、4 者以上の応札の割合が減少傾向になっている。

なお、4 者以上の応札が 9 割を超える測量コンサル業務委託は、市内業者で履行できる業務が少なく、ほとんどの入札で地域要件を市内に限定していない

ことが要因として考えられる。

一般競争入札(工事)における応札者別件数

	応札者なし		1者		2者		3者		4者以上		合計
	件数	割合	件数	割合	件数	割合	件数	割合	件数	割合	
25年度	1	1.18%	6	7.06%	11	12.94%	10	11.76%	57	67.06%	85
うち総合評価	0	—	5	20.83%	6	25.00%	5	20.83%	8	33.33%	24
26年度	1	1.27%	9	11.39%	12	15.19%	12	15.19%	45	56.96%	79
うち総合評価	0	—	1	4.35%	9	39.13%	8	34.78%	5	21.74%	23
27年度	2	2.78%	4	5.56%	16	22.22%	12	16.67%	38	52.78%	72
うち総合評価	0	—	2	10.00%	9	45.00%	7	35.00%	2	10.00%	20
28年度	3	2.97%	15	14.85%	16	15.84%	29	28.71%	38	37.62%	101
うち総合評価	0	—	2	6.25%	7	21.88%	10	31.25%	13	40.63%	32
29年度	1	1.89%	13	24.53%	11	20.75%	13	24.53%	15	28.30%	53
うち総合評価	0	—	6	60.00%	1	10.00%	3	30.00%	0	—	10

一般競争入札(測量コンサル)における応札者別件数

	応札者なし		1者		2者		3者		4者以上		合計
	件数	割合	件数	割合	件数	割合	件数	割合	件数	割合	
25年度	0	—	0	—	0	—	1	3.85%	25	96.15%	26
26年度	0	—	0	—	0	—	1	6.25%	15	93.75%	16
27年度	0	—	0	—	0	—	0	—	13	100.00%	13
28年度	0	—	0	—	0	—	0	—	14	100.00%	14
29年度	0	—	0	—	1	8.33%	0	—	11	91.67%	12

一般競争入札(一般業務委託)における応札者別件数

	応札者なし		1者		2者		3者		4者以上		合計
	件数	割合	件数	割合	件数	割合	件数	割合	件数	割合	
25年度	0	—	0	—	0	—	1	100.00%	0	—	1
26年度	0	—	0	—	0	—	0	—	0	—	0
27年度	0	—	0	—	0	—	0	—	0	—	0
28年度	0	—	1	100.00%	0	—	0	—	0	—	1
29年度	0	—	0	—	0	—	0	—	0	—	0

3 課題

- ・工事の落札率が高いことについては、原因が不明であることから、これを調査検討するため、国の運用を始めとして予定価格の公表時期は事後公表が基本である中、試行的に事前公表で運用している総合評価落札方式による一般競争入札での公表時期の見直しを実施するとともに、その結果を検証した上で、一般競争入札の運用の見直しについても検討する必要がある。
- ・工事の応札者が少ないことについては、入札の競争性を高めるため、千葉県の実合評価落札方式による一般競争入札において実施されている「評価者が1者となった場合は入札の取り止めができる」とする運用の導入を検討する必要がある。
- ・測量コンサル業務委託のように地域要件を市内に限定しない場合、応札者が増え、落札率を下げる要因となることも考えられるが、単純に落札率を下げるためだけに市内業者優先の地域要件を外すことは、市内業者の経営を圧迫するため、市内業者優先の原則を堅持する必要がある。
- ・一般競争入札を導入して、一定の設計額以上のものを指名競争入札から一般競争入札に切り替えた目的は、応札者を増やし競争性を高めることにあったが、結果的に一般競争入札の応札者は年々減少する状況にあること、指名競争入札を主に実施している市で落札率が低い事例もあることから、規定(5者から10者)の応札者を確保できる指名競争入札の適用範囲を検討する必要がある。
- ・本市では低入札価格調査制度を導入しているが、あらかじめ最低制限価格を設け、最低制限価格以上で応札した者のうち最低の価格で応札したものを落札者とする最低制限価格制度については未導入であることから、その効果についても検証していく必要がある。
- ・建設工事及び測量・コンサルタント業務を対象に導入している電子入札について、今後、委託業務及び物品購入の入札案件への導入を検討する必要がある。

4 次期行政改革大綱の考え方

工事などの入札において、応札者が減少していることや落札率が高くなっている状況を分析し、予定価格の公表時期、一般競争入札と指名競争入札の適用比率などで効果が期待できる対応は試行を含め検証していくとともに、本市では導入していない最低制限価格制度なども再検討し、必要な見直しを実施していく。